

はえ縄漁業の許可方針

令和2年11月30日制定

(趣旨)

第1 千葉県海面におけるはえ縄漁業(千葉県漁業調整規則(令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。)第4条第1項第9号に掲げるはえ縄漁業をいい、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第12号に掲げるかつお・まぐろ漁業を除く。)の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の隻数から(2)の隻数を差し引いた隻数に(3)の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
- (2) 廃業見込の隻数(承継する場合を除く。)
- (3) 新規希望の隻数(漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。)

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 はえ縄漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 5トン以上20トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業を営む者の資格
1	館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線から銚子市地先に至る千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。)が当該地域の存する市町村の区域にある者
2	館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線以北の千葉県海面	〃

(許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

幹縄に付ける浮標は、幹縄2,000メートル以内に1個以上付けなければならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する

程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3) 以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4) 以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

（許可の有効期間）

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。
また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

（資源管理の状況等の報告）

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（8月31日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 はえなわ漁業の許可方針（昭和43年7月1日施行）（以下「旧方針」という。）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第5の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和3年12月1日一部改正

(別記様式)

はえ縄漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数	操業方法 (該当する番号に〇)
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン	人	1 浮きはえ縄 2 底はえ縄

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	主な魚種	操業場所
7月	日	kg	円		
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
計	日	kg	円		

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

はえ縄漁業

船舶の総トン数：5トン以上 20トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に主たる住所を有し、船舶根拠地が当該地域の存する市町村の区域にある者



許可等の条件：

幹縄 2,000m以内に1個以上の浮標

潜水器漁業の許可方針

令和2年11月30日制定

(趣旨)

第1 千葉県海面における潜水器漁業(千葉県漁業調整規則(令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。)第4条第1項第11号に掲げる潜水器漁業をいう。)の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の隻数から(2)の隻数を差し引いた隻数に(3)の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
 - (2) 廃業見込の隻数(承継する場合を除く。)
 - (3) 新規希望の隻数(漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。)
- 2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、36隻を上限とする。

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次のとおりとする。

- (1) 漁業種類 潜水器漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める
- (3) 船舶の総トン数 10トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 袖ヶ浦市と市原市との境界標柱と東京都大田区羽田鼻とを結んだ線から富津市磯根岬と神奈川県横須賀市観音埼灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面。ただし、共同漁業権漁場(富津市地先の共同漁業権漁場のうち関係する漁業権者の同意が得られた場合においては、当該共同漁業権漁場を除く。)を除く。
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

(許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 平成25年9月1日免許の共同漁業権共第8号及び共第9号を除く共同漁業権漁場の周辺300メートル以内で操業してはならない。ただし、平成25年9月1日免許の共同漁業権共第6号及び共第7号の区域の南側300メートル以内の海域において、なまこをとることを目的とする場合はこの限りでない。
 - (2) 許可証に記載された潜水士以外の者を潜水業務に従事させてはならない。
 - (3) 殻長6センチメートル以下のとりがいを採捕してはならない。
- 2 第3の(5)操業区域のただし書括弧内の規定により、共同漁業権漁場において操業する場合にあつては、次の条件を付けるものとする。
- 共同漁業権漁場においては、なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があつた場合には、規則第11条第5項の

規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

（許可の有効期間）

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 年間操業計画書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 従事する潜水士の免許証写し
- (12) 第3の(5)操業区域のただし書括弧内の規定により、共同漁業権漁場で操業しようとする

者にあつては、関係する漁業権者の同意書

(資源管理の状況等の報告)

第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（2 月末まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の（5）操業区域のただし書括弧内、第 5 の 2 及び第 11（12）の規定は、この方針の制定の日から施行する。
- 2 潜水器漁業の許可方針（昭和 43 年 11 月 1 日施行）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 6 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

潜水器漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間		許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	従事者数
令和 年 月から	令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン	人
1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況						
2 漁業生産の実績等						
月	操業日数	漁獲物種類	漁獲量	漁獲金額	操業場所	
1月	日		kg	円		
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
計						

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

潜水器漁業

船舶の総トン数：10 トン以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり。ただし、共同漁業権漁場（富津市地先の共同漁業権漁場のうち関係する漁業権者の同意が得られた場合においては、当該共同漁業権漁場を除く。）を除く。

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件

- (1) 平成 25 年 9 月 1 日免許の共第 8 号及び共第 9 号を除く共同漁業権の周辺 300 メートル以内操業禁止。ただし、平成 25 年 9 月 1 日免許の共第 6 号及び共第 7 号の区域の南側 300 メートル以内の海域において、なまこをとることを目的とする場合はこの限りでない。
- (2) 許可証記載以外の潜水士の潜水業務禁止。
- (3) 殻長 6 センチメートル以下のとりがいの採捕禁止。
- (4) 操業区域のただし書括弧内の規定により、共同漁業権漁場で操業する場合は、当該共同漁業権漁場においては、なまこ以外の水産動植物の採捕禁止。

たこつぼ漁業の許可方針

令和2年11月30制定

(趣旨)

第1 千葉県海面におけるたこつぼ漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の隻数から(2)の隻数を差し引いた隻数に(3)の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
- (2) 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）
- (3) 新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

3 前2項の規定に関わらず、第3の操業区域2及び3に係る許可等をすべき船舶等の数については、次の隻数を上限とする。

- (1) 第3の操業区域2 30隻
- (2) 第3の操業区域3 10隻

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 たこつぼ漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 定めなし
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 下表のとおり
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業時期	漁業を営む者の資格
1	山武郡九十九里町片貝灯台跡（北緯 35 度 32 分 25 秒東経 140 度 27 分 24 秒（日本測地系にあつては、北緯 35 度 32 分 13 秒東経 140 度 27 分 36 秒）90 度（真方位による。以下同じ。）の線から銚子市地先に至る間の千葉県海面	11 月 16 日から 翌年 2 月末日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者。ただし、当該操業区域に係るたこつぼ漁業の許可等を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されている共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。
2	山武郡九十九里町片貝灯台跡（北緯 35 度 32 分 25 秒東経 140 度 27 分 24 秒（日本測地系にあつては、北緯 35 度 32 分 13 秒東経 140 度 27 分 36 秒）90 度の線からいすみ市八幡埼標識灯跡（北緯 35 度 15 分 1 秒東経 140 度 24 分 22 秒（日本測地系にあつては、北緯 35 度 14	12 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	操業区域 3 の欄に掲げる操業区域に係るたこつぼ漁業の許可等を受けていない者であつて、この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有するもの。ただし、当該操業区域に係る当該漁業の許可等を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されて

	分 49 秒東経 140 度 24 分 34 秒)) 100 度の線に至る間の千葉県海面		いる共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。
3	いすみ市太東埼灯台 90 度の線から鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南 73 号）150 度の線に至る間の千葉県海面	12 月 1 日 から 翌年 8 月 31 日まで	操業区域 2 又は 4 の欄に掲げる操業区域に係るたこつぼ漁業の許可等を受けていない者であって、この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有するもの。ただし、当該操業区域に係る当該漁業の許可等を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されている共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。
4	いすみ市八幡埼標識灯跡（北緯 35 度 15 分 1 秒東経 140 度 24 分 22 秒（日本測地系にあつては、北緯 35 度 14 分 49 秒東経 140 度 24 分 34 秒））100 度の線から鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南 73 号）150 度の線に至る間の千葉県海面	12 月 1 日 から 翌年 8 月 31 日まで	操業区域 3 の欄に掲げる操業区域に係るたこつぼ漁業の許可等を受けていない者であって、この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有するもの。ただし、当該操業区域に係る当該漁業の許可等を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されている共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。
5	鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南 73 号）150 度の線から館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面	12 月 1 日 から 翌年 8 月 31 日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者。ただし、当該操業区域に係るたこつぼ漁業の許可等を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されている共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。
6	館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線以北の千葉県海面	周年	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者。ただし、当該操業区域に係るたこつぼ漁業の許可等を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されている共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。

（許可等の申請期間）

第 4 規則第 11 条第 1 項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第 2 項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第 5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第 13 条第 1 項の規定により、次の条件を付けるものとする。

8 月中の操業は所属組合地先とする。【第 3 の操業区域 3、4 に適用】

2 当該漁業の許可等を受けた実績を有しない者については、同意が得られた共同漁業権漁場の

区域及びその外縁に接する区域以外での操業を禁止するため、次の条件を付けるものとする。

操業区域のうち共同漁業権共第 号の漁場の区域及びその外縁に接する区域以外において操業してはならない。

- 3 当該漁業の許可等を受けた実績を有する者であっても、操業区域に係る共同漁業権者全員の同意を得ていない場合には、前項の条件を付するものとする。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1) ～ (3) 以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1) ～ (4) 以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第 7 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第 8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定により 5 年とする。ただし、規則第 7 条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第 2 の 2 の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第 1 項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第 9 規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第 10 当該漁業は規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第 11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第 8 条第 1 項の規定による申請書のほか、同条第 2 項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書

- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 共同漁業権者の同意書（過去に同意を得た場合を除く。）

（資源管理の状況等の報告）

第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（操業区域 6 に係る許可については 2 月末まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 たこつぼ漁業の許可及び起業の認可方針（昭和 44 年 11 月 1 日施行）（以下「旧方針」という。）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 7 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

(別記様式)

たこつば漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	使用たこつば数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸		トン	

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	単価	操業場所
1 1月	日	kg	円	円/kg	
1 2月					
1 1月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
1 0月					
計	日	kg	円		

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

たこつぼ漁業

船舶の総トン数：定めなし

推進機関の馬力数：定めなし

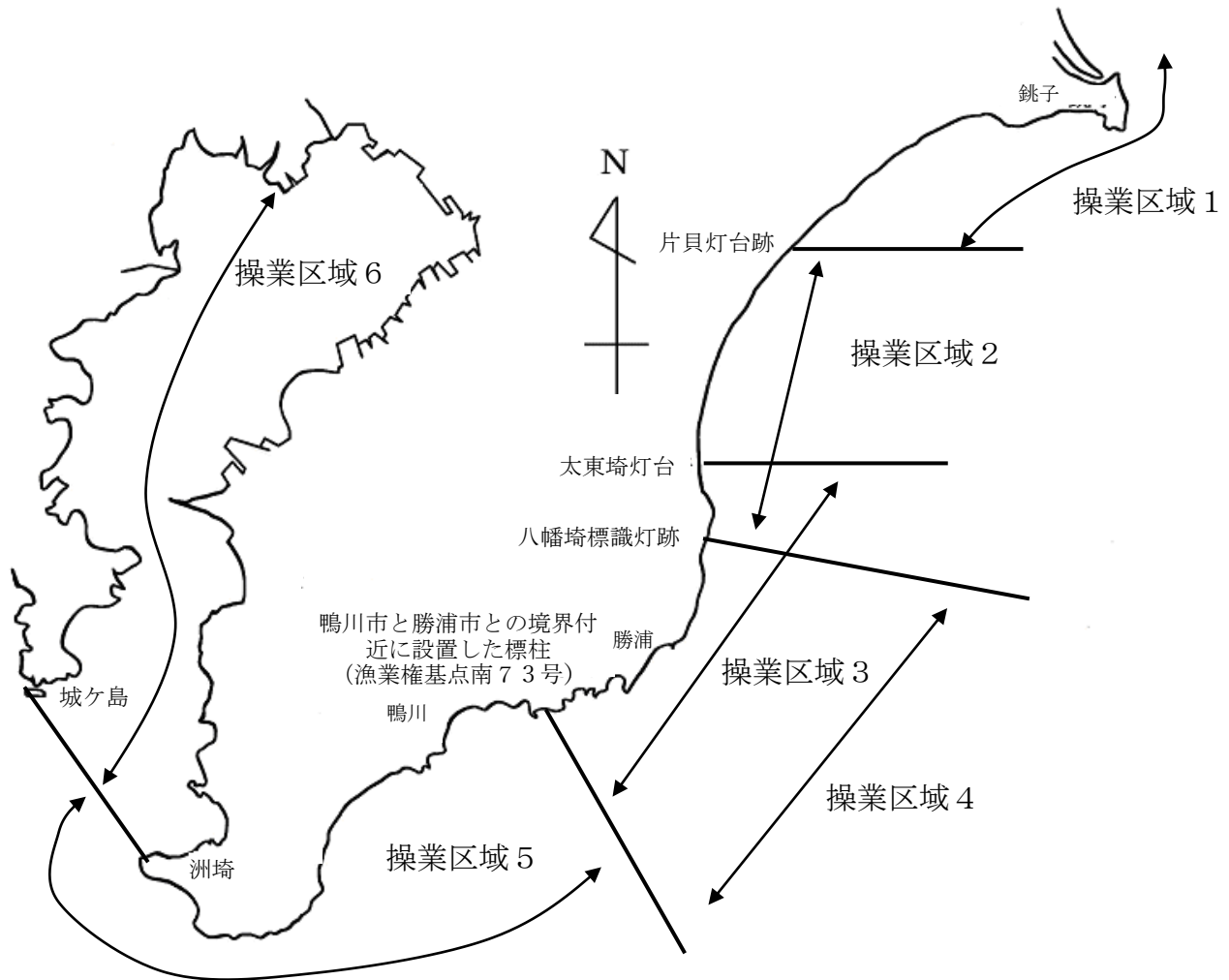
操業区域：下図のとおり

漁業時期：操業区域 1 11月16日～翌年2月末日 操業区域 2 12月1日～翌年3月31日

操業区域 3～5 12月1日～翌年8月31日 操業区域 6 周年

漁業を営む者の資格：下表のとおり

操業区域 1, 5, 6	操業区域 2	操業区域 3	操業区域 4	共通
操業区域に接する地域に住所を有する者	操業区域 3 に係る当該漁業の許可等を受けていない者であって、操業区域に接する地域に住居を有するもの	操業区域 2 又は 4 に係る当該漁業の許可等を受けていない者であって、操業区域に接する地域に住居を有するもの	操業区域 3 に係る当該漁業の許可等を受けていない者であって、操業区域に接する地域に住居を有するもの	ただし、当該操業区域に係る当該漁業の許可等を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されている共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する



許可等の条件：

- (1) 8月中の操業は所属組合地先とする。【操業区域 3、4】
- (2) 操業区域のうち共同漁業権共第 号の区域及びその外縁に接する区域以外において操業してはならない。【許可等を受けた実績を有しない者、共同漁業権者全員の同意を得ていない者】